

畿内と古代国家

吉川 聡

【要約】 畿内とは何かということ、従来の説にとらわれないような形で考察することをめざした。まず、賦役令の検討から、従来別個の労役であるといわれていた歳役と雇役が、実は同一のものであることを主張し、その見解をふまえて、律令制下の畿内は国家を直接支える役割を担っており、そのため雑徭の負担が重くなること、ただし、畿内と畿外には支配形態上の本質的相異は認められないことを指摘した。次に畿内制の成立、その前提へと論を進め、従来、中央豪族の居住地が畿内となったといわれてきたが、そう考えることはできないこと、大化前代の畿内の地には宮の経営を支えるミヤケが存在しており、その機能・そこに賦課された労役が、畿内制成立の前提をなしたということを主張した。以上の考察から、畿内制の成立は、天皇を中心とする国家機構の整備の上で、一つの画期をなすものと意義づけらるべきであるという結論に達した。

史林 七九巻五号 一九九六年九月

はじめに

日本古代、畿内という行政区画が存在した。畿内とは都の近傍を意味し、その範囲は大倭（大和）・河内・摂津・山背（山城）の四国（のち河内から和泉が分立して五国）の範囲であった。なぜ都の近傍を畿内として他と区別したのか。これは都のあり方、ひいては国家のあり方と深くかかわる問題である。それゆえ畿内に関する論文はかなり存在しているのであるが、しかし、畿内という制度の基本的な理解についてさえ、まだ検討の余地があると思う。そこで以下、私なりに考察を試みたい。

畿内を初めて考察の対象としたのは、関晃氏であった。氏は、一九五二年に発表された「律令支配層の成立とその構造」^①

において、古代国家の持つ貴族制的側面を強調する見解を打ち出した。すなわち、国家権力の担い手として「畿内豪族」を想定し、彼らが地方豪族を支配する体制——「畿内ブロックの全国支配」——の成立を、七世紀後半の歴史過程の主軸にすえたのである。氏の畿内制論は、その後、一九五四年の「畿内制の成立」^②でさらに深化され、そこでは次のように結論づけられる。「大化二年に始めて立てられた畿内の制は、名称の文字こそ中国から借りたものであるけれども、その実質はかなりちがったもので、……恐らく、強力な集権的支配権を掌握した一群の中央豪族の古くからの居住地域が、特別区域としてまず定められたものであろう」。つまり、①日本の畿内制は中国のそれとは異質である。②朝廷権力の担い手は大化前代以来の中央豪族であり、③畿内とは彼ら中央豪族の居住地が特別区域とされたものである、とまとめられる。

その後の畿内制研究も、おおむね関氏の問題提起に沿う形で進められてきた。そして、関氏の論の核心である③畿内とは中央豪族の居住地であるという点は、その後の研究にも受け継がれ、今なお定説として存続している。さらには、関氏の説を自らの立論の前提とし、そこから独自に自論を発展させるといふ形の畿内制論も見られる。特に大津透氏の「律令国家と畿内」^④は、関説を全面的に受け入れた上で、国家が直接支配する畿内と、在地首長が畿内政権に服属する畿外という二重構造が、大化前代から律令制下を通して存在したと主張する。大津氏の論は、関氏の「畿内ブロックの全国支配」という考えを、単に貴族制的側面のみならず支配構造の面から跡づけんとするものだった。

一方、関説に批判的な見解としては、西本昌弘氏の「畿内制の基礎的考察」^⑤を挙げることができる。氏は東アジア諸国の畿内制を比較検討することにより、日中の畿内制比較論の定説だった曾我部静雄氏の見解を否定し、そして日中の畿内制は基本的に同質のものとして結論づけた。多くの事例に裏付けられた氏の論は説得的であり、それは関説の①の点に対する重大な反論となっている。^⑦

研究状況が右のようであるとすれば、そこには次のような問題があると考える。すなわち、関説が定説化している状況だが、その関説はそれほど厳しく吟味されないままに承認されているのが現状ではあるまいか。そもそも、中央豪族のた

めに特別区域を設定するということが、本当にあり得るのだろうか。実際、西本氏は、畿内制における中国と同一の性格を強調している。ならば、畿内とは何かという点についても、従来とはまた違った理解が成り立つのではなからうか。私はこのような観点から、定説にとらわれないような形で畿内を考察してみたい。そこでまずは律令制下の畿内について検討し、それをふまえて畿内制の成立、その前提へと論を進めていく。そこから導き出される結論も、従来のもとはまた違ったものとなるはずである。

① 関晃「律令支配層の成立とその構造」『新日本史大系』二、古代社会、朝倉書店、一九五二年。

② 関晃「畿内制の成立」『山梨大学学芸部研究報告』五、一九五四年。以下、関氏の所説は特に断りのない限り、この論文による。

③ このような観点の畿内制論は、次に挙げる大津氏以外には、大山誠一「大化改新後の再構築」(井上光貞博士選層記念会編『古代史論叢』上、吉川弘文館、一九七八年)を挙げることができる。

④ 大津透「律令国家と畿内」『律令国家支配構造の研究』、岩波書店、一九九三年、初出一九八五年。以下、大津氏の所説は特に断りのない限り、この論文による。

一章 律令制と畿内

まず、律令制下の畿内について検討する。

関晃氏は畿内について、初期の畿内制は日本独自の要素が強かったが、後には中国のそれと同一の性格を帯びるに至るという見通しを立てた。その後、律令制下の畿内については西本氏・大津氏が詳論しているが、しかし、両氏の評価は対照的である。西本氏は、関説を批判した上で、その性格は中国畿内制と基本的に同一であると見なすのであるが、一方の

⑤ 西本昌弘「畿内制の基礎的考察」『史学雑誌』九三―一、一九八四年。以下、西本氏の所説はこの論文による。

⑥ 曾我部静雄「日中の畿内制度」『律令を中心とした日中関係史の研究』、吉川弘文館、一九六八年、初出一九六四年。

⑦ なお、西本説を受け継いだその後の論稿には、浅野充「古代国家と宮都・畿内・畿外」『古代王権と交流』五・ヤマト王権と交流の諸相、名著出版、一九九四年)がある。また、関・大津氏らの国家観に対しては、長山泰孝氏が「国家と豪族」(『岩波講座日本通史』三・古代二、岩波書店、一九九四年)において、その理論上の問題点をふまえた批判を展開している。

大津氏は、関説を継承・発展させ、日本畿内制は中国のそれとは異質な、独自の制度で、大化前代以来の支配構造上の畿内・畿外の二重性を制度化したものと考えるのである。

このように、両氏の評価は、関説をどうとらえるかという点を軸としてきわだった相違を示すのであるが、しかし見方を変えれば、両氏の畿内制理解は必ずしも相反するものではない。すなわち、両氏ともに、律令制下の畿内を「国家の直轄地」などと評価している。そして、西本氏も認めるように、中国との類似を強調するとしても、一方では当然、日本独自の特色も存在している。よって問題は、日本において畿内とは、畿外とは異なるいかなる属性を持つのか、そこに、大津氏の言うような、支配構造の二重性を認めることができるのか、という点にあると思われる。よって以下、この点に留意しながら、検討を加えたい。

まず、畿内が「国家の直轄地」としての役割を果たしたという点は、まさにその通りだろう。その内実については西本氏が概括的に整理しているが、まず負担の面では、後述のように、畿内は京に労働力や日常的な種々の物品を供給するなど、京の官司運営を日常的に支えていた。そしてそれに対応して、統治の面では、畿内は課役が減免され、また畿外では国司にゆだねることも畿内は京から使を出すなど、中央政府の関与がより直接的である^①。要するに、畿内は都との結びつきが強く認められ、畿内は距離的のみならず実態的にも「都に近い」存在だった。そこに「国家の直轄地」として国家を直接に支える役割が成立し、そして国家も、畿内統治をとりわけ重視したのである。

このような畿内の性格を第一に規定するものは、宮都の存在である。従来、日本の畿内制は都の所在との関連が薄いといわれてきたが、西本氏が明らかにしたように、王都の所在を抜きにして東アジア諸国における畿内制を理解することはできない。日本の畿内制においても、まず首都としての京があり、その外にも、陪都たる難波京、多くの離宮が畿内に存在した。そしてその管理機関として、京職・摂津職・和泉監・芳野監などが置かれたのである。確かに紫香楽宮・保良宮など、畿外にも離宮は営まれており^②、また、天智朝の近江大津宮が畿外に存在することが重視されているが、大津宮につ

いてはその時期の畿内制関係史料は極めて少なく、畿内との関係には問題が残る。保良宮において近都の二郡を「畿内」としているように、「畿」が都と深く結びついているのは古代人にとって自明のことだった。畿内の「国家の直轄地」としての役割が、このような、都との結びつきから生じていることは疑い得ないところだろう。

そしてこのような性格は、西本氏が明らかにしたように、基本的には中国畿内制と同一のものであった。氏の研究により、都の周辺を畿内という特別区域とする制度が、基本的には中国に古来存在する制度を継受したものであったという点は明確になったと思われる。

しかしながら、畿内制の内実は、日中の間にかんがりの相違を認め得る。中国では、礪波護氏によって明確にされたように、唐代、「畿内」とは「関中」と同義であり、京城四面関によって囲まれた内部が畿内と認識されていた。^⑤ 中国の畿内は外敵から首都を防衛するための強力な関によって囲われていたのであり、畿内に軍事的側面が強く認められる。一方の日本には、軍事的側面もない訳ではないが^④、かなり希薄である。軍事的に重要視された三関は近江国境にあり、畿内制との関連を認めがたい。^⑤むしろ、日本の畿内制関係史料を通覧するときに目につくのが、負担体系上の畿内の特殊性である。すなわち、賦役令によると畿内の調は畿外に対して半減されており、庸は全免されている。このような優遇規定は唐の賦役令には見られず、大津氏の述べるように、この負担体系の特殊性の評価が、日本畿内制の評価に大きくかわかることは疑いない。

大津氏が畿内の負担体系の特殊性から導き出したのが、支配構造の二重性である。氏は、在地首長を通じた間接支配をとる畿外と、個別人身支配の貫徹した畿内という、国家の二重構造を想定するのである。その論拠は大きく二点あり、一つは畿内・畿外の租税に量的な違いにとどまらない「性質の違い」を見る点にあり、一つは畿内・畿外に労働力編成方式の違いを見る点にある。

しかし私は大津氏の論には賛同できない。以下に理由を述べる。

まず、大津氏の論の第一点、租税の性質の違いとはつまり、畿外の税に共同体の関与、前代以来の服属儀礼の側面を見、一方の畿内の税は個別人身的な負担と見なすのである。しかし、実際に畿内・畿外の租税に氏の言うような性質の違いを認めることができるだろうか。畿外でも調を銭納することもあり、また調雑物を輸すのは畿外でも限られた国であることが指摘されているなど、^⑦畿内と畿外で租税の性格に截然とした差異を認め、そこに前代以来の支配構造の相違を見るのは困難である。畿内の負担体系の特殊性を、性質の違いで説明するのは無理だと思う。

次に、氏の論の第二点、労働力編成方式の違いを見る点について。大津氏は、雇役の徴発就役形態が畿内と畿外で異なると考えた。すなわち、畿外の民の雇役は、国郡司に率いられた多数の役民が番上するという形をとるのに対し、畿内の民の雇役は、京官が雇民を各々個別に把握し、随時徴発したと考えるのである。このように考える根拠は、賦役令24丁匠赴役条の、氏独自の解釈による。つまり、

④凡丁匠赴役者、皆具造簿。丁匠未到前三日、預送簿太政官一分配。⑤其外配者、便送配処。皆以近及遠。依名分配。作具自備。

という規定を、⑥の「外配」を「畿外より配する」と解釈することで、④部を畿内の雇民の規定、⑤部を畿外の雇民の規定と読むのである。しかし、⑥の「外配」は通説どおり「外に配する」と読むべきであり、大津説は成立しない(雇役は後述)。^⑧このように大津説には従えないとすると、畿内の負担体系の特殊性はどのように理解されるべきだろうか。この点に關して注意すべきは、畿内は庸が全免されている点である。律令法による限り庸とは歳役の代納物であり、よって、庸の全免は歳役の全免を意味する。^⑨それゆえ、畿内の負担体系の特殊性は、律令法における労役負担の問題、特に歳役の問題と併せて考察される必要がある。しかし、周知のように、歳役とはその実体に問題がある労役であるので、まずは律令法における労役負担の位置づけを明確にしておかなければならない。

歳役とは、現実には存在しない名目上の負担であると考えるのが、現在の定説である。すなわち、歳役は賦役令4歳役

条に

凡正丁歳役三十日。若須_レ收_レ庸者、皆取_レ庸布二丈六尺一布二丈六尺〔一日二尺六寸〕。須_レ留役者、滿_二卅日_一、租調俱免〔役日少者、計_二見役日_一折免〕。
 通_二正役_一、並不_レ得_レ過_二卅日_一。次丁二人、同_二正丁_一。中男及京畿内、不_レ在_レ收_レ庸之例。……

（傍注は大宝令文、。は大宝令に存在が確認できる字句）

と定めるが、一方22雇役丁条には

凡雇_二役丁_一者、本司預計_二当年所_一作色目多少、申_レ官。録付_二主計_一。覆審支配、七月卅日以前奏訖。自_二十月一日_一至_二二月卅日_一内、均分上役。一番不_レ得_レ過_二五十日_一。若要月者、不_レ得_レ過_二卅日_一。其人限外上役欲_レ取_レ直者聽。……

とあり、「雇役」という語がみえる。この歳役と雇役とが異なる労役であることは自明のこととされていて、それゆえ、歳役と雇役の關係が問題になっている。そこで一般には、青木和夫説によって両者の關係を説明する。すなわち、大宝令歳役条は養老令とは異なり「歳役（十日）は皆庸布二丈六尺を収めよ」という規定であって、「歳役」は名目だけで実際にはすべて庸で代納されていた。そして労役はすべて「雇役」で徴発されていたと考えるのである。^⑩

しかし、そのように考えた場合、大宝令歳役条に「名目」だけの意味しか持たない「歳役」の語を持ち出す必然性がどこにあるのだろうか。また、本稿でも便宜上「歳役」の語を使用しているが、養老令は本来「歳に十日を役_レへ」と読むべきと思われ、「歳役」という熟語として読むのは養老令の本意ではないと考えられる。さらには、慶雲三年二月十六日格のいわゆる百姓身役制が歳役条の改訂だったことを勘案すれば、平野邦雄説のように、歳役条は大宝・養老令間に大きな意味の違いは無かったと考えるべきだろう。^⑪そして、このような混乱を生じさせたそもその原因は、歳役と雇役を別個の労役と信じて疑わない点にあるのではなからうか。

私は、律令法の論理は歳役も雇役も同じ「役」であり、個人の労役の負担義務を定めたのが4歳役条で、実際に使役するための規定が22雇役丁条であると理解している。すなわち、青木氏も言うように、歳役と雇役に実質上の差異はほとんど

どなく、『令集解』の明法家の解釈では、古記が、歳役と雇役を区別していないことが注意される。青木氏はそこから、歳役は名目で雇役が実態と考えたが、しかしそうではなく、歳役も雇役も同じ「役」であると考えるべきではなからうか。そして歳役と雇役が令の異なる箇所規定され、異なる労役のように見えるのは、賦役令の論理構成上の問題によるのではなからうか。賦役令全体の構成は、Ⅰ基本税目とその輸納についての規定(1~8条)、Ⅱ復除についての規定(9~21条)、Ⅲ丁匠の使役についての規定(22~33条、Ⅳその他(34~39条)、という形をとる。その論理に則った結果、個人の「役」の負担義務と丁匠の発遣はⅠ部の4歳役条に、中央における役民の使役とそのため差点はⅢ部の22雇役丁条以下の条文中に定められることとなったと理解する。^⑬

従来このように解釈しなかった理由としては、雇役に雇直を給うのは当然だが、歳役に雇直を給うということは「税目の一つであるから当然ない」という理解があったと思われる。しかし、例えば4歳役条に続く5計帳条では「主計計三庸多少」……支配役民雇直及食」と書く。条文同士の間から考えて、5計帳条の「役民」とは4歳役条の「役」を受け、ていると解するのが自然であり、歳役の役民に雇直を給うことが当然のこととして語られている。そしてこの部分、古記が「役民、謂毎年国上番上雇民」と注釈するように、それが同時に「雇民」と認識されたと理解する。思うに、青木氏も述べているように、論理的には「歳役十日〓庸布二丈六尺」の関係にあるが、実際には「決して等号では結び得ない」。長期間番上して就労する「役」は重い負担であり、それに対して雇直を払うことは当然のことと認識されていたのであるまいか。^⑭

以上、要するに律令法では歳役も雇役も同じ「役」であり、その就労形態は賦役令のⅢ部(22条~33条)に定めると理解する。それは国郡司が多数の役民を率いて番上する制度であって、大規模造営のための労働力編成方式と考えられる。

このような理解に立って、改めて畿内の負担体系の特殊性の持つ意味を考えてみよう。

前述のように、畿内は庸(役)が全免されていることが注意されるのであるが、実例ではどうだろうか。そこで注目され

るのが、史料上、造都などの大規模造営事業において、役民の差免に畿内と畿外で区別が認められる点である。例えば次の史料がある。

詔曰云々、天下地建_レ都者、万民勤苦殊甚。重宜免_レ今年之租。又畿内者、□接_レ都下、非_レ無_レ差免。宜_レ半免_レ之。……

前述の私見をふまえれば、畿内に役は存在しない以上、このように畿内・畿外の相違が存在することは当然のことであり、大規模造営は基本的には畿外の負担で、畿内の民が大量に使役されるのは特殊な例なのだろう。⑨ このような史料からは、実際に畿内に役が賦課されていないことが読みとれると思う。

それではなぜ、畿内には役が存在しないのか。それを物語るのが次の史料である。

畿内諸国、近_レ接都下、雖_レ事調徭、無_レ輸_レ庸物。比_レ於他国、良_レ以_レ為_レ輕。而百姓困弊、未_レ期_レ家給。尋_レ其所由、実在_レ臨時差科繁多、徭丁数少。⑩

畿内は「臨時の差科」を多く負担していた。このような負担が、畿内の課役減免、特に庸（役）を全免した大きな要因であることは疑いなかろう。

ここにいう「臨時の差科」とは具体的にはどのような負担をさすのだろうか。史料上目につく畿内諸国の労役負担には、まさしく臨時のものとして行幸の際の労役、山陵造営などがあるほか、官司運営を支える、ある程度恒常的な負担も存在する。例えば賦役令29藻藍条「凡_レ供_レ京藻藍雜用之屬、毎_レ年民部、預_レ於_レ畿内_レ樹量科下」、田令37役丁条「凡_レ官田_レ役丁之処、……其上役之日、国司仍准_レ役月閑要、量_レ事配遣」などは畿内に固有の負担である。おそらく「臨時の差科」とは、これらの負担すべてを含む語なのだろう。

さて、大津氏はこのような「臨時の差科」は雑徭ではなく、雇役であると考えた。確かに、正倉院文書などからは、賦役令の税目にとらわれないさまざまな労働力編成が存在したことが窺える。そのような負担も「臨時の差科」に含み込まれている可能性は充分あり、雑徭のみに限定する必然性は、必ずしもない。しかし、私は、前掲の史料に「臨時差科繁多、

「徭丁数少」とあることから、「臨時の差科」には第一義的にはやはり雑徭を想定すべきだと考える。

雑徭は、基本的には国司の裁量に属する労役であるが、一方で「中央財政的な性格」が指摘されている。『令集解』賦役令37雑徭条で独自の解釈を施す古記においても、「中央政府の需要に応じて組織される力役」については雑徭と認定している。そのなかには、前掲の賦役令29藁藍条・田令37役丁条といった、畿内に固有の労役も含まれており、これらが雑徭と認識されていたことは認めてよからう。そもそも法文上、役とは大規模造営のためのものであり、以外の日常的な中央での労役は、雑徭を宛てるのが原則と考えられる。ということはすなわち、中央政府のための雑徭を負担する地域は、それだけ雑徭の負担が大きくなることを意味する。このような中央の力役としての雑徭が「臨時の差科」なのであり、それが多く賦課される地が畿内であると考えることができる。「畿内百姓雖貢賦輕於外国、而徭役重於京戸」とあるように、特に畿内は雑徭の負担が重かった。畿内の課役減免は、このような、中央政府を支えるための「臨時の差科」、雑徭の負担が大きかったことに対応すると考えられる。

さて、以上の考察をふまえたとき、畿内の評価はどのようなものとなるだろうか。まず、大津氏の主張したような、畿内・畿外の二重構造の存在を認めることは困難だろう。雑徭に、畿内と畿外で性質の違いを認めることはできない。例えば行幸は畿外にまで及ぶこともあったし、山陵造営は畿外近国からも差発されている。そして、基本的に、雑徭の差発に国郡司が関与していることも当然のことだろう。畿内の郡司についても「畿内諸国、近接都下、驅策之勞、尤是殊甚。准於外国、不可同日」と述べられており、郡司の関与は明白である。労働力編成方式は基本的に畿内も畿外も同一であり、さらには広く統治形態を見渡しても、畿内と畿外に質的な相違は認めたい。確かに畿内は畿外よりも直接的な統治を受けていると言える。しかし、それは畿内が都と結びついていることを示すものではあっても、国郡の機能を大きく改変するような性格のものではあるまい。国郡の機能は基本的に畿内も畿外も同一であり、統治形態に本質的な相違はないとすべきだろう。

畿内の機能は国家を直接支える点にあり、それは特に労役負担の面で顕著に認められた。そしてそれを規定しているのは、畿内の「都に近い」という属性である。それゆえ、畿外であっても離宮の造営などで「都に近い」地になれば、負担体系は畿内に准じられた。保良宮造営の際には「暫移遊_ニ覽此土、百姓頗勞_ニ差科。……宜_ト割_ニ近_ニ都兩郡、永為_ニ畿界、停_レ庸輸_ト調。其數准_レ京_④」とあり、「畿界」の設置が、差科の多さ、それに伴う課役の減免をふまえて語られている。日本において労役負担とそれに伴う課役の減免が、「畿」を構成する重要な要素だったことを示す端的な例と言えよう。^⑤

このような畿内の負担体系の特殊性が、大宝令以前に遡るのかどうか。通説では否定的であり、実際、淨御原令制下には庸(役)の前身である「役」は畿内にも賦課されていたことが分かる。しかし、淨御原令制下の「役」の内容には不明な点が多すぎ、畿内の特殊性についても、史料的には「否定も肯定もできない」^⑥のが現状である。今後の課題として残しておきたい。

以上、一章をまとめておく。畿内とは基本的には中国の制度を継受したもので、国家を直接支える役割を果たしていた。特に、畿内には労役面で国家を日常的に支える役割が強く認められ、それは雑徭の増大となって現れる。そのような性格ゆえに畿内統治は重視されたが、畿内と畿外に支配形態上の質的相違を認めることはできない。

① 例えば班田やその他の勅農事業には、畿内のみに使を遣わす例が多く見える。

② 畿外の離宮としてはその他、『続日本紀』神亀元年十月戊戌条に、紀伊国海部郡に離宮を造営したことが見える。

③ 彌波護「唐代の畿内と京城四面関」(『中国の都市と農村』、汲古書院、一九九二年)。なお、唐の畿内については、近年大津氏により、唐初の畿内とは京兆・河南府の畿界のことであって、武周朝の改正によって都城周辺の諸州を畿内とする制度が創出されたという説が発表された(『中国における畿内制』、『律令国家支配構造の研究』、前掲)。

しかし西本氏、彌波氏の指摘にあるように、貞観年間にすでに畿内を関中・関内と同義で用いている史料が存在する以上、西本・彌波説に従い、都城周辺の諸州を畿内とする制度は唐初から存在したと考えるべきだろう。

④ この点は三章参照。

⑤ 日本でも畿内と畿外が区別されていない訳ではなく、五位以上は「畿外に出ると欲すれば奏聞せよ」という仮寧令の規定もある(三章参照)。しかし、唐のように強力な関によって畿内と畿外が峻別されているわけではなく、それゆえ、この令文が遵守されないことが九世紀以降に

ばしは問題になるのである。前述のように、畿内近傍の畿外の地に離宮が営まれているのも、このような境界のルーズさと無関係ではあるまい。

⑥ 『統日本紀』養老六年九月庚寅条。

⑦ 今津勝紀「律令調制の構造とその歴史的前提」(『日本史研究』三五五、一九九二年)。また藪田香融「畿内の調」(『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』、同朋舎出版、一九九一年)では逆に、畿内でも調雑物を輸す場合があることを指摘する。

⑧ 『唐令拾遺』田令2条(実は賦役令文)の「外配」の用例、吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令國家と古代の社会』、岩波書店、一九八三年)の注34参照。令文の意味は、④丁匠を中央で使役する場合はあらかじめ「簿」を太政官に送って丁匠を分配すべきであるが、⑤地方で使役する場合にはその必要はなく、そのまま配処に送る、の意だろう。

⑨ 職員令の大國守・大宰府帥の職掌には「徭役」とあるのに対し、畿内の官である左京職大夫・摂津職大夫の職掌には「雑徭」とあり、「役」が削除されている。青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令國家論攷』、岩波書店、一九九二年、初出一九五八年)参照。

⑩ 青木「雇役制の成立」(前掲)。大宝令復元の根拠は、『令集解』同条古記から復元される「皆取_レ麻布二丈六尺」という字句と、『統日本紀』慶雲三年二月庚寅条の「准_レ令、正丁_レ雇役取_レ麻布二丈六尺」という文である。

⑪ 『類聚三代格』卷一七。なお、この格は従来、前半部は雇役条に関連する規定、後半部は匠丁の雇役に関する規定と考えられてきたが、後述のように「雇役_{II}雇役」と考えて、初めて統一的な理解が可能になるのではあるまいか。

⑫ 鎌田元一「平城遷都と慶雲三年格」(『日本の前近代と北陸社会』、思

文閣出版、一九八九年)。

⑬ 平野邦雄「大宝、養老両令の雇役について」(『九州工業大学研究報告(人文・社会科学)』五、一九五七年)、長山泰孝「雇役制の成立」(『律令負担体系の研究』、塙書房、一九七六年、初出一九六〇年)。

両氏によつてすでに言及されているが、そう考える論拠を述べておく(注⑩参照)。まず、『統日本紀』の文章は大宝令の取意文であり、同日条に引用されている他の大宝令文も参照すると、文章はかなり改変されていると考えられる。また、「正丁雇役十日」の下に古記所引の「皆取_レ麻布二丈六尺」が直結すると考える必要はなく、例えば唐令(注⑩参照)の「若不_レ役」といった表現が入る可能性がある。

⑭ 石上英一「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴史学研究』四八四、一九八〇年)。

⑮ この点を考えるのに参考になるのが、唐賦役令の条文配列である。唐賦役令の条文配列も石上氏により、全体的には日本令と同じくⅠⅡⅢⅣ部に分けられることが想定されている。

唐令でも「雇役条」はⅠ部に配され、まず、武徳七年令(『冊府元龜』卷四八七など所引)では

凡丁雇役三旬。若不_レ役、則取_レ其庸、每_レ日三尺。有事而加_レ役者、旬有五日免_レ其調、三旬則租調俱免。通正役不_レ過_レ五十日。とある。この構成は日本令4雇役条(の前半部分)と基本的に同一であり、日本令が唐令を参照して文を成していることが分かる。開元七年令(『大唐六典』卷三所引)の内容も同様である。

しかし、開元二十五年令(『通典』卷六所引)では、「雇役条」は二つの条文に分裂している。まず、Ⅰ部には次のようにある。

諸丁匠不_レ役者取_レ庸。無_レ絹之郷、緇布參辰(日別緇絹各三尺、布則三尺七寸五分)。

つまり、不役の場合の庸の徴収のみが規定され、実役徴免が消えてい

る。実役徴発については、Ⅱ部の末尾に次のような条文が配置されている。

諸丁匠歳役^{（七）}二十日。有閏之年加^{（八）}二日。須留役者、滿^{（九）}十五日免^{（十）}調、三十日租調俱免^{（十一）}（従日少者見役日折免）。通^{（十二）}正役並^{（十三）}過^{（十四）}五十日（正役調^{（十五）}二十日庸^{（十六）}也）。

この点について、石上氏は『通典』編纂時の手違いではないかと述べるが、そう考えるには余りに重大な改変である。これは開元二十五年令で「歳役条」を二つに分割し、庸の收取についてはⅠ部に残り、役の負担については後ろに回したと考えるべきだろう。なぜこのような改変をして役の負担を後ろに回したのか。その意図は、役の負担をⅢ部（丁匠の使役についての規定）の先頭に配置する点にあったと思う。唐令ではⅢ部は残りが悪く、ほとんど復元できていないが、「雇役丁条」も含めてやはり存在したことは確実である。現代の研究者を多く惑わせているように、Ⅰ部の「歳役条」に定める役の負担と、Ⅲ部の「雇役丁条」以下に定める丁匠の使役がⅠ部とⅢ部に離れていることは論理構成上問題があり、それを是正するために、開元二十五年令で「歳役条」の役の負担をⅢ部の先頭に移したと考えることができる。この点からも、律令法の論理は「歳役Ⅱ雇役」と考えることができよう。

⑮ 青木「雇役制の成立」（前掲）。

⑯ 役民の食料については、自弁と官給の関係が令文からは不分明である（4歳役条の「糧」と5計帳条の「食」）が、慶雲三年格（注⑩参照）では「役^{（一）}廿日、乃給^{（二）}公糧^{（三）}」と定められている。

⑰ なお、こう考えた場合問題になるのが、4歳役条には「通^{（一）}正役^{（二）}、並不得^{（三）}過^{（四）}卅日^{（五）}」とあるのに対し、22雇役丁条には「一^{（一）}番不得^{（二）}過^{（三）}五十日^{（四）}」とあり、日数が一致しないことである。しかし、4歳役条は個人の労役日数を定めたものであり、22雇役丁条は一番あたりの番上

日数を定めたものであるから、前者より後者がやや多めに設定されていると理解すれば問題なからう。

⑱ 『類聚国史』卷八三、免租税、延暦十六年六月壬午条。

⑲ 大規模造営を畿外諸国が負担していることが窺える史料としては、その他、『続日本紀』慶雲三年九月丙辰条、天平勝宝八歳六月甲辰条、延暦十年九月甲戌条、『日本後紀』延暦十六年三月癸卯条、延暦十八年十二月丑条などが挙げられる。また逆に、畿内が造部罪業にたずさわっている史料としては、『続日本紀』天平十三年九月丙辰条などがある。このような場合、法的には恐らく雑徭が充当されることになるだろう。

⑳ 『類聚三代格』卷六、大同三年二月五日官符。

㉑ 大津氏が「臨時の差科」は雑徭でないとする論拠は、大同四年九月十六日官符に、京畿内の百姓が畿外に居住するために「雖^{（一）}不^{（二）}調^{（三）}徭^{（四）}、而臨時徴発有^{（五）}名無^{（六）}身^{（七）}」と記されている点にある（『類聚三代格』卷一五）。しかし、「臨時徴発」の際に「有名無身」ならば、雑徭徴発の時にも同じ問題が起きるはずである。「調徭」と、調と同列に論じられている点から見て、これは徭錢の徴収を指していると考えられるだろう。

㉒ 吉田「雑徭制の展開過程」（前掲）。

㉓ 長山泰孝「雑徭制の成立」（『律令負担体系の研究』、前掲、初出一九六九年）。

㉔ 『日本三代実録』元慶三年十二月四日己丑条。九世紀後期における「徭役」の語を雑徭と解することについては、吉田「雑徭制の展開過程」（前掲）の注43参照。

㉕ 山陵造営のための徴発は『続日本紀』宝龜元年八月癸巳条を初見として、以後多く見えるが、その対象はいずれも京畿内と近国である。

㉖ 『日本後紀』延暦十八年四月壬寅条。

⑳ ただし一方では、正倉院文書などから窺えるように、実際の社会には多様な雇傭労働が展開しており、国郡司の関与しない労働力編成も存在している。しかしこのような現実の多様な雇傭関係は、程度の差こそあれ中央・地方を問わず存在したであろうし、実際正倉院文書からは畿内・畿外における違いを読みとることはできない。

㉑ 畿内は個別人身支配が強固だったとする論拠として、籍帳制度が取り上げられているので、ここで私見を述べておく。まず大津氏は、京畿の現存計帳では逃亡者に戸令10戸逃走条の除帳規定が適用されず、いつまでも追訪されていることを挙げている。原島礼二氏の「京畿計帳の逃注記について」（『日本古代社会の基礎構造』、未来社、一九六八年、初出一九六五年）の説のようにこれを畿内・畿外の相違と見なしてよいのなら、籍帳面での京畿内の特殊性であり、京畿内人の減少を防ぐ政策として理解できる。

また、杉本一樹氏は「計帳歴名」の京進について」（『奈良古代史論集』一、一九八五年）において、大津説をふまえた上で、計帳歴名は力役差発のために畿内諸国だけから京進されたという説を出した。しかし、京官が国郡を經ずに人を雇うにあたって、民部省の計帳歴名を用いるということがあるのだろうか。このように計帳歴名の京進を限定的に考える理由は、京進後の用途に積極的意味を見いだし難いことよっている。しかし例えば貢進物荷札も、その用途は今一つ

二章 畿内制の成立

では次に、畿内制の成立、初期の畿内制の性格へと論を進める。

畿内を設置すべきことは、『日本書紀』大化二年正月甲子朔条の、

其二曰、初修_三京師_一、置_三畿内_一、国司、郡司、関塞、斥候、防人、駅馬、伝馬、及造_三鈴契_一、定_三山河_一。……凡畿内東自_三名叟横河_一以

不分明だが京進されていることは確実である。そして貢進物荷札の貢進者名は、計帳歴名と対応しているはずである。計帳歴名の京進は、また違った観点から考えてみる必要があるのではなからうか。

以上、籍帳に関しても、畿内の特殊性を認めることは可能だが、籍帳制の根幹にかかわるような重大な特例は認めがたいのではあるまいか。

㉒ なお、早川庄八氏は「選任令・選叙令と那領の「試練」」（『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、一九八六年、初出一九八四年）において、畿内郡司は式部省による試練を経ない、制度的に特殊な存在だと主張した。しかし、この点は森田佛氏の「畿内郡司と試練」（『日本歴史』四七四、一九八七年）の見解のように、畿内郡司もやはり試練を受けていたと考えるべきだろう。

㉓ 『続日本紀』天平宝字五年十月己卯条、紫香楽宮の場合は「続日本紀」天平十五年九月丁巳条参照。

㉔ 前述のように、唐の賦役令には畿内の特殊規定が見られない。日中の間で力役負担をめぐってどのような差異があるのか、興味深い問題ではあるが、筆者の現在の能力では明らかにし難い。今後の課題としておきたい。

㉕ 西本「畿内制の基礎的考察」（前掲）。

来、南自三紀伊兄山^一以来^八兄、此云^レ制^レ、西自^三赤石櫛淵^一以来、北自^三近江狭々波合坂山^一以来、為^レ畿内国^二。

周知のように、改新詔はその史料性に問題をはらんでおり、この畿内に関する規定についても、これまで様々に議論されてきた。しかし、ここに定める畿内は、その範囲を四至で定めるといふ、他に見えない独自の内容を持っている。その内容からみて後の令文等の転載とは考えにくく、よって現在では、多くの論者がこれを孝徳朝のものとして認めている。私も、孝徳朝に出されたという『日本書紀』の記述を疑う積極的根拠がない以上、『書紀』に従い、孝徳朝の制度と考えるのが、現在最も妥当な解釈だと思ふ。なお、改新詔の「置^レ畿内国司郡司^一」という文は関氏により、①畿内と国司と郡司、②畿内の国司と郡司、③畿内国の司と郡司、の三通りの読み方が示されたが、これは漢文として最も自然な①を採用すべきと考へる。^①

改新詔の畿内に関してまず確認すべき点は、畿内制という制度はこの時に成立したということである。近年、大津氏・西本氏らにより大化前代における畿内制の存在が積極的に主張されているが、実態面における畿内・畿外の差異はひとまらずおくとしても、畿内制という制度は孝徳朝以前には遡らないことははっきり認識する必要がある。すなわち、まず改新詔の文章が、これまで無かったものをこの時に置く、と言っていることは明白である。そして実際に、後の畿内制につながる「畿内」「ウチツクニ」^②などといった行政区画が大化前代に存在したことを示す確実な例は全く存しない。^③四至に見える境界は「大化前代以来の古い制度」を示すと考へる大津氏の見解^④もあるが、そう考へた場合、改新詔でなぜ、自明の境界をことさらに述べる必要があつたのかという疑問が生じる。畿内の境界が定まっていなからこそ、四至を示して画定する必要があるはずである。畿内の領域を定め、畿内・畿外を区別して統治する制度は、孝徳朝に始まるのである。

なお一方の畿外についても、「四方国」制という、七道制成立以前の広域行政区画が存在し、その成立は大化前代にまで遡ると考へる向きがある^⑤ので私見を述べておく。まず、一般に「四方」とは畿外を指すと考へられているが、しかし語の本来の意味は、単に都を中心として全方向、全国に及ぶということであり、本来そこに「畿外」という限定された意味

は存しないことを認識しなければならない。^⑦『古事記』『日本書紀』等には大化前代に「四方」という表現が見えるが、そのほとんどは、単に「全国」の意で用いられている。^⑧七道制成立以後も同様である。ただし、畿内制成立以後、七道制成立以前に関してはやや問題がある。『日本書紀』大化二年三月甲申条には「凡始畿内^⑨及四方国^⑩」などとあり、四方国が畿外を指すと考えるべき用例があるからである。しかし他の用例を検すると、やはり全国の意で用いられていると考える方が自然である。^⑪よって、例えば「諸国」という語で畿外を指すことがあるように、全国の意である「四方」で畿外を表現することもあったと理解する。とにかく、大化前代の畿外の地に「四方国」と呼ばれる区画の実体があったと認めることはできない。

次に、改新詔の畿内規定のもつ独自性について検討する。改新詔は畿内の境界として、東西南北の四地点を挙げている。これら境界の四地点は、いずれも畿内から畿外へ通じる交通上の要地が選ばれていると考えられるが、その位置は、後の畿内の境界とは必ずしも一致しないのである。この点から関氏は、大化の畿内制は一般的行政区画とは無関係の単一の「畿内国」であって、後の畿内制とは異質なものと考えた。^⑫

確かに、四至には名鑿、紀伊、赤石、近江と、いずれも後の畿外の地が挙げられており、特に紀伊の兄山は後の国境とかなり離れている。大化の畿内の範囲が後の畿内とはやや異なり、そして国を単位としていなかったことは、認めてよいと思われる。しかし、その性格が後の畿内と異質であるといえるだろうか。

そもそも大化の畿内制は史料に乏しく、その内実を詳しく知ることは不可能であるが、しかし、その乏しい史料には「宣下差清廉使者告於畿内^⑬。其四方諸国国造等、宣下折善使依詔催勤^⑭」などが見える。畿内だけは中央から使者を遣わす方式は、律令制下の畿内に通じるものであって、行政面において特別扱いされている。また改新詔第二条は地方行政制度の確立をうたっている部分であり、『書紀』の論理では、畿内が後の時代と同一の性格を持っていたのは自明のことと認識されているのではあるまいか。

とすると問題になるのが行政区画との関連であるが、この時期、律令的国が未成立であるのは認められるとしても、評との関連を考える必要がある。孝徳朝に全国的な建評が行なわれたことが明らかとなった現在、行政区画として第一に想定されるべきは評であるはずである。

そのような目で畿内の四至を見ると、まず注意されるのが、南の境界の紀伊の兄山⑬が後世、紀伊国の伊都郡と那賀郡の郡境に受け継がれていることである。大化の畿内制下にも伊都評が存在し、伊都評までが畿内とされたと考えることができないだろうか。⑭ただし、東西の境界については問題がある。名鑿の横河（現、名張川）については、明らかに伊賀国名張郡内を流れており、郡境に受け継がれていない。また、赤石の楡淵についてはその位置に定説がないが、近年発表された木下良氏の見解では、やはり国境・郡境から外れる。⑮これらの事例をどのように解釈するかは問題だが、そもそも孝徳朝の評の実体はほとんど不明であって、断案を下しがたい。私は、民衆支配を直接担ったであろう評が、畿内制と無関係だったとは考えがたいという立場から、大化の畿内制は評制を前提としていてと考えている。そして四至には交通上の要地を選んでいるために、四至が評の領域と厳密には一致しないこともあり得ると解釈しておく。⑯

このように、大化の畿内制が評を基礎としたものと考えれば、大化の畿内制から律令制下の畿内制への移行は、畿内に行政機関としての国が成立する時点に求められる。恐らくは天智朝頃に畿内に国が成立し、⑰国に基づく畿内へと移行すると考えたい。

以上、畿内制は孝徳朝に成立すること、その性格を後の時代とは異質なものと考える必要はなく、それは評を基礎としていたのではないかということ述べた。このように考えると当然、関氏が打ち出した、初期の畿内制とは中央豪族の居住地を特別区域としたものであるという説をどう考えるかが問題となる。この点は重要な点であるので、以下、章を改めて述べてみたい。

① 改新詔の理解については、長山泰孝「改新詔と畿内制の成立」(古

代國家と王権)、吉川弘文館、一九九二年、初出一九八〇年)に依拠

するところが大きい。

② 『北山抄』卷三、読奏事条に「畿内〔宇治郡久仁〕」とあるように、「畿内」を和訓で「ウチツクニ」と訓むことは疑いない。

③ 西本氏は、『日本書紀』における大化前代の「畿内」〔ウチツクニ〕の用例を七箇所指摘しているが、その多くは後の畿内とは異なる対象を指している。同一の意味である可能性があるのは崇神十年十月乙卯朔条、景行五十一年八月壬子条、仁徳四年二月甲子条の三箇所であるが、行政区画の存在を想定するには論拠薄弱である。

④ 大津透「万葉人の歴史空間」(『律令国家支配構造の研究』、前掲、初出一九八六年)、「律令国家と畿内」(前掲)。

⑤ 七道制の成立時期は、天武四年二月から天武十四年七月の間と考えられる。早川庄八『日本の歴史』四・律令国家(小学館、一九七四年)など参照。

⑥ 前田晴人「古代国家の境界祭祀とその地域性」(『純日本紀研究』二一五・二一六、一九八一年)、大津「律令国家と畿内」(前掲)など。

⑦ 例えば『類聚三代格』卷二二、天長二年五月十日官符に「遣使四方」とあるが、その「使」には畿内の校班田使も含まれている。従来の説で四方を全国と解したものは、長山「改新詔と畿内制の成立」(前掲)がある。

⑧ 前田「古代国家の境界祭祀とその地域性」(前掲)の第三表に、『日本書紀』の「四方国」関係記事がまとめられている。私見では、大化前代で四方に畿外と解することができるのは、『書紀』崇神十年・十

一年条の四道将軍派遣の記事のみだと思う。

⑨ 例えば『日本書紀』天武五年八月辛亥条の「四方為大解除」という記事は、後の諸国大赦の初見とされる史料であり、畿内を含まないと考えるのは疑問だろう。

⑩ なおこの点、曾我部静雄氏は「日中の畿内制度」(前掲)において、改新詔の畿内は、四至の四地点を結ぶ直線で区画された方形を呈するという説を示した。確かに、四至を以て境界を表示することの意義を追求するという視点は無視できないが、しかし、方形の畿内という概念がナンセンスであることは、すでに先学の批判に尽きついでいよう。西本「畿内制の基礎的考察」(前掲)参照。

⑪ 『日本書紀』大化二年三月甲申条。

⑫ 鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六、一九七七年)。

⑬ 現在の和歌山県伊都郡かつらぎ町の背ノ山。

⑭ 伊都郡の初見は『日本書紀』天武八年是年条である。

⑮ 木下良「大化改新詔」における畿内の四至について」(『史朋』二七、一九九二年)は、明石川上流の神戸市西区押部谷町細田に比定する。従来の説では、摂津・播磨国境を流れる境川説などがある。

⑯ 評の所在が後の郡と同じであると仮定すると、その郡衙の位置から、東は伊賀国名張郡まで、西は摂津国までが畿内とされたと考えておく。

⑰ 畿内に国が成立する時期は、長山「改新詔と畿内制の成立」(前掲)などの指摘に従い、恐らくは天武元年以前、遅くとも天武四年以前と考える(『日本書紀』天武元年七月壬子条、天武四年二月癸未条参照)。

第三章 畿内と中央豪族

関氏の提唱した、畿内とは「強力な集権的支配権を掌握した一群の中央豪族の古くからの居住地域が、特別区域として

まず定められたものであろう」という説は、現在に至るまで定説としての地位を保っており、この説を正面から疑うような見解はいまだ存在しないようである。そこで私は、畿内とは本当に、中央豪族の居住地を基準として画定されたのか、という点を疑ってみたい。

関氏が自説の根拠としたのは、天武・持統朝において、官人の採用に畿内人を優遇している点、そして官人・畿内の武装を行なっている点の二点である。まずこの二点を検討してみる。

(1) 官人の畿内人優遇策

関氏には、官人には畿内人が優遇されており、そしてその実体は大化前代以来の中央豪族であると考えられる。^①そこら、畿内とは中央豪族の居住地であるという理解に至るのである。この見解について検討してみよう。

天武・持統朝において、畿内の方が畿外人より官人として優遇されているのは事実だろう。例えば次の史料である。

詔曰、百官人及畿内人、有_レ位者限_二六年_一、無_レ位者限_二七年_一、以_二其上日_一選_二定九等_一。四等以上者、依_二考任命_一、以_二其善最功能_一、氏姓大小、量授_二冠位_一。^②

この史料では、考選に預かる範囲を「百官人及畿内人」と表現している。この「畿内人」がいかなる人を指すのか今一つ明確でないが、しかし、「畿内人」という表現は、畿外人は別扱いだったことを推測させる。畿内人が官人予備軍と位置づけられていた例と言えよう。

なお、官人の畿内人優遇は一般に天武・持統朝のものがよく知られているが、奈良時代以降にも全くないわけではない。例えば、『延喜式』式部上、諸司史生条には史生の任用について「不_レ得_二輒補_二畿外人_一」とする。大舎人についても、延暦十四年に大舎人の任用資格をより厳しく改訂しているが、そこにも「自_レ非_レ有_二別勅_一以外、不_レ得_二妄以_二雑色及畿外人_一補_二之_一」^③という条件が付けられている。^④これらの措置は、百姓の官人化をできるだけ阻止しようという政策と理解でき

るが、その主たる対象は畿外人であり、畿内人が官人となることについては問題にされていない。つまり、畿内は國家によって官人の供給地と位置づけられていた。一章で見たような労働力の提供という面だけでなく、國家を運営する官人も、畿内との結びつきが認められる。これも、國家を直接支える畿内の役割の一端と考えることができよう。

しかし、中央豪族の居住地が畿内として画定されたと言えるだろうか。そこで問題となるのが、天武朝における以下の二つの史料である。

① 詔公卿大夫及諸臣連并伴造等曰、夫初出身者、先令仕大舍人。然後選簡其才能、以宛當職。^①
② 勅、……又外國人欲進仕者、臣連伴造之子、及國造子聽之。唯雖以下庶人、其才能長亦聽之。^②

二つとも官人への出身に関係する史料である。まず注目されるのが、①で、詔する対象を「公卿大夫及諸臣連并伴造等」と表現していることである。②は、官に出身した者はまず大舍人になることを定めたものであり、律令制の出身法の淵源をなす法令だった。そしてその対象は「公卿大夫及諸臣連并伴造等」であり、國造が見えない。官人に任用する主たる対象は、大化前代以来の中央豪族だったのである。

さてこの二つの史料は、①は中央豪族（畿内豪族）の出身法を、②は地方豪族（畿外豪族）の出身法を定めたものとされている。^③しかしそうではあるまい。①と②は、その対象も内容も、厳密には対応していないのである。つまり、①には畿内・畿外といった表現はどこにもなく、前述のように中央豪族全体を対象としているのに対し、一方②は「外國人」すなわち畿外人のみを対象としている。そして、その内容も、前述のように①は出身した場合の処遇について定めたものであるのに対し、②は出身の可否の基準を定めているのである。

従来このような解釈が行なわれてきたのは、中央豪族イコール畿内豪族という理解が浸透していたからだ。しかし、中央豪族を考察するのにこのような先入観を以てするのは、論理の自己撞着である。先入観を捨ててこの史料を見れば、①と②が別個の内容を持っていることは明らかだ。①の内容は、畿外人の出身の可否を定めたものである。具体的には、畿

外人の出身は、臣連伴造の子、国造の子は聴され、以下の庶人であっても、才能が長じていけば聴される。ということは当然この時期に、⑩に対応する、畿内人の出身に関する規則が存在したはずである。その内容を推測すれば、畿内人の出身は、臣連伴造の子、国造の子は勿論聴され、以下の庶人も、畿外人ほど才能が長じていなくても聴されたのである。

このように見てくると、⑩に「臣連伴造」とあることが注目される。畿外にも、大化前代以来の中央豪族は存在しているのである。そして、天武朝に至って畿内と畿外では出身に格差が設けられるが、しかし大化前代以来の中央豪族の子、及び国造の子は、畿内・畿外を問わず出身を聴されたのである。出身に格差が存在したのは、彼らよりも下の階層だった。

表一 『日本書紀』の「臣連伴造」等の用字法（卿大夫）等の語のあるものには☆を付した

①推古廿八年是歲	皇太子、島大臣共議之、錄天皇記及国記、臣連伴造国造、百八十部并公民等本記。
②皇極二年九月丙午	賜臣連伴造帛布、各有差。
☆③皇極四年六月戊申	中大兄即入法興寺、為城而備。凡諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣連伴造国造、悉皆隨侍。
☆④孝徳即位前紀	輕皇子不得固辭、升壇即祚。于時、……百官、臣連伴造、百八十部羅列匝拜。
⑤大化元年九月甲申	其臣連等伴造国造、各置三己民、恣情驅使。
⑥大化元年九月甲申	進調賦時、其臣連伴造等先自取效、然後分進。
⑦大化二年正月甲子朔	其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、処々屯倉及別臣連伴造国造、村首所、有部曲之民、処処田庄。
☆⑧大化二年二月戊申	天皇幸宮東門、使蘇我右大臣、詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等、臣連伴造、及諸百姓、……
☆⑨大化二年三月甲子	詔東國々司等曰、集侍群卿大夫、及国造伴造、并諸百姓等、咸可聽之、……
☆⑩大化二年三月辛巳	詔東國朝集使等曰、集侍群卿大夫、及国造伴造、并諸百姓等、咸可聽之、……
⑪大化二年三月壬午	其群臣連及伴造国造所、有昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、……
⑫大化二年八月癸酉	始王之姓名、臣連伴造国造、分其品部、別彼姓名。
☆⑬大化二年八月癸酉	如、是思故宣之、始於祖子奉仕卿大夫、臣連伴造、氏氏人等（或本云、名名王民）咸可聽聞、……
⑭大化三年四月壬午	拙弱臣連伴造国造、以彼為姓神名王名、遂自心之所、……
☆⑮白雉元年二月甲申	朕惟虛薄、何以亨斯。蓋此專由扶掖公卿、臣連伴造国造等、各良丹誠奉遵制度之所致也。

※推古朝以前の記事は省略したが、傾向は同様である。

以上、これらの史料からはむしろ逆に、畿外にも大化前代以来の中央豪族は存在することが読み取れると考える。

ただし、そう言い切るにはまだ問題もある。すなわち、④では「公卿大夫及諸臣連并伴造等」に詔しているにもかかわらず、⑥には「公卿大夫」という言葉がない。ここから、「公卿大夫」は畿外には存在しなかった、と主張することも可能だろう。しかし、『日本書紀』の類似の用例を見ると、「公卿大夫」等の語を附す、附さないについては、使い分けを認めることができる(表1参照)。つまり、氏としての「臣連伴造」を指す場合には「卿大夫」等の語は附さず、官僚として仕える個人を指す場合には「卿大夫」等の語を附すと理解できる。特に、⑧⑨⑩⑪のように、詔を宣する対象を指す場合には、必ず「卿大夫」等の語を附している。これは、卿や大夫はカバネではなく個人に附される称号であることに因るのだろう。⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ということは、④⑤の用法もこのように解して問題なく、⑥の「臣連伴造」も、これで中央豪族の全てを指しているのである。

(2) 官人・畿内武装政策

関氏の論拠の第二点、官人・畿内武装政策について検討する。関氏は「畿内制の成立」において、天武・持統朝に官人全体の武装が行なわれるが、その地域的範囲は「京及畿内」であり、官人の居住地が畿内であることが分かると述べている。これについては八木充氏が批判し、「畿内の武装化が官人層の武装化と同一内容の別表現であったかは疑わし」と述べている^⑩。しかし関氏は後に詳しく再論し、自説を補強している。だが、私見ではやはり八木氏の批判は正当なものと考えるので、関氏の後者の論文における論点を検討してみたい。

天武朝から文武朝にかけての時期、たびたび官人に対して武装を命じている。例えば、『日本書紀』天武八年二月乙卯条には

詔曰、及于辛巳年^(天武十年)、檢^二校親王諸臣及百寮人之兵及馬。故予貯焉。

とあり、天武十年に兵と馬とを檢校することが語られている。そして實際、天武十年十月是月条には、

天皇將_レ蒐_ニ於_レ広瀬野、而行宮構_レ訖、裝束既備。然車駕遂不_レ幸矣。唯親王以下及群卿、皆居于_レ輕市、而檢_ニ校裝束鞍馬_一。……

とあり、輕市に集まって檢校している。天武八年の記事に対応するものと考えて良からう。

関氏は同様の関係が、『日本書紀』天武十三年閏四月丙戌条

◎ 詔曰、來年九月必聞之。因以教_ニ百寮之進止威儀_一。又詔曰、凡政要者軍事也。是以、文武官諸人、務習_ニ用_レ兵及乘_レ馬。……並當試

練、以_レ勿_レ障_ニ於_レ聚會_一。……

と天武十四年九月甲寅条

④ 遣_ニ宮處王、広瀬王、難波王、竹田王、弥努王於_レ京及畿内_一、各令_レ校_ニ入夫之兵_一。

の間にも成り立つと述べる。つまり、◎の「來年九月必聞之」が④だという。しかし、そう認めてよいだろうか。関氏も認めているように、◎に「勿_レ障_ニ於_レ聚會_一」とあるにもかかわらず、④では聚會してはいないのである。また、◎では官人の武装であることを明記しているにもかかわらず、④には官人を対象としているという表現はない。④では官人の武装状況を調べるのに、わざわざ畿内全域に使が出向いて本質地で調査する必要があったのか、という疑問もある。

むしろ、『続日本紀』文武三年九月辛未条に

詔令_レ正天武已下無位已上者、人別備_レ弓矢甲袴及兵馬と各有_レ差。又 勅_ニ京畿、同亦備_レ之。

とあり、また文武四年二月丁未条に

累 勅_ニ王臣京畿、令_レ備_ニ戎具_一。

とあることが注意される。ここでは、官人と京畿内に別々に武装を命じているのである。京畿内に命じているのは、当然、官人以外の人を対象にしているはずだ。それならば、◎と④の関係も、◎は官人、④は京畿内人に対する施策と見なすべきだろう。④によってこれらの政策は、八木氏の指摘の通り、官人の武装と京畿内の武装という、二つの要素から成り立って

いと考えるべきである。

このような武装政策はこの時期に特有のものであり、恐らくは「政の要は軍事なり」という当時の認識に基づいているのだろう。そしてその対象が官人と京畿内人だったことは、彼らが国家の防衛に最も期待されていたことを示している。

(3) 氏 女

関氏が「畿内制の成立」において示した論拠は主に右の二つであるが、他にも「畿内〓中央豪族の居住地」説の論拠とされている事例があるので検討しておく。まず取り上げるのは、氏女である。

磯貝正義氏は、後宮職員令18氏女采女条の『令集解』の氏女の解釈に「古記云、其氏女謂京畿内一也」とあることを以て、氏女を出すような中央豪族は畿内豪族である、と考えている。^⑮しかし、令文の本義は、氏女は中央氏族が貢進せよということであり、その本貫地とは何のかわりもない。そして、氏女を出すような氏は京貫されていることが多いと思われるので、氏女をどこから取るかということは、あまり問題にはなり得ないのではないか。氏女の貢進は八世紀にはあまり励行されていなかったらしいことも勘案すると、古記説は、あるいは、采女を畿外から取ることに対応させようという、明法家の解釈ではないかも疑われる。また、必ずしも古記説が一般的な解釈ではなかったことを考えれば、論拠としてはかなり薄弱であると言わざるを得まい。^⑯

(4) 畿内からの出入

次に、官人が畿外に出ることに關する問題を取り上げる。

仮寧令11請假条には次のようにある。

凡請假、五衛府五位以上、給三日。京官三位以上、給五日。五位以上、給十日。以外、及欲出畿外奏聞。其非応奏、及六

位以下、皆本司判給。応_レ須奏_レ者、並官申聞。

大津氏はここに五位以上が「畿外に出んと欲すれば奏聞せよ」とあることから、「律令官人は畿内の氏族であり、畿内に住んでいるのが原則であり」「畿外といういわば異国に出るのは特異なこと」だったと述べ、畿内氏族の「一種の共同体意識」を見た²³⁾。しかし、この史料から読み取れるのは明確に、五位以上の者が畿外に出ることを制限・チェックしようという国家の意図である。例えば『続日本後紀』承和元年二月辛丑条には次のようにある。

小野氏神社在_三近江国滋賀郡。勅、聴_下彼氏五位已上、每_レ至_三春秋之祭、不_レ待_三官符、永以往還_上。

小野氏は大化前代以来の中央豪族であり、その本拠は大化前代以来、近江国滋賀郡の地にあった²⁴⁾。そしてその地が畿外とされたために、承和元年までは春秋の祭のために本拠に帰るにも、五位以上の者は官符を待たねばならなかった。それは「畿外に出んと欲すれば奏聞」する必要があったためである。ここから読み取るべきは、官人の本拠地が畿内だということ実ではなく、畿内制成立の後、国家が五位以上官人の活動範囲を畿内に限定しようとした事実なのである²⁵⁾。

(5) 中央豪族の本拠地

以上、畿内を大化前代以来の中央豪族の居住地とする説の論拠として用いられた史料が、いずれもそのようには考えられないことを示した。では、実例では大化前代の中央豪族の本拠地と畿内との関係はどうだろうか。史料に恵まれず、明確に示すことは困難だが、大体の傾向を見てみたい。

黛弘道氏は、冠位十二階を帯する人物の本拠地の比定を試みた²⁶⁾。表2は、黛氏作成の表を若干改変したものである。事例が少なく、本拠地も不正確なものが多いので、確実性はかなり劣るが、ある程度は中央豪族の分布を反映していると考えられよう。黛氏は畿内とその周辺と評価しているが、具体的には大和に多く、他の畿内諸国や畿外の近国に分布している。

表2 冠位十二階保持者の本拠地比定

冠位	人名	本拠地
大徳	境部臣雄摩侶	大和国高市郡か
大徳	小野臣妹子	近江国滋賀郡小野村
大徳	大伴連咋子	(大和国?)
小徳	中臣連国	(大和国?)
小徳	中臣連御食子	(大和国高市郡藤原?)
小徳	河辺臣祢受	河内国石川郡川野辺か
小徳	物部依網連乙等	河内国丹比郡依羅郷か
小徳	波多臣広庭	大和国高市郡波多郷か
小徳	近江脚身臣飯蓋	近江国か(越前国足羽郡葦見?)
小徳	平群臣宇志	大和国平群郡平群郷か
小徳	大伴連<欠名>	(大和国?)
小徳	大宅臣軍	大和国添上郡大宅郷か
小徳	巨勢臣徳太	大和国高市郡巨勢郷か
小徳	粟田臣細目	山背国愛宕郡粟田郷か
小徳	大伴連馬飼	(大和国?)
小徳	平群臣神手	大和国平群郡平群郷
小徳	秦造河勝	山背国葛野郡太秦
小徳	高向史黒麻呂	河内国錦部郡高向か
小徳	巨勢臣大海	大和国高市郡巨勢郷か
小徳	長福	百濟
大仁	鞍作鳥	大和国高市郡か(河内国渋川郡鞍作?)
大仁	犬上君三田耜	近江国犬上郡か
大仁	薬師惠日	摂津国か
大仁	阿曇連比羅夫	山背国か 河内国石川郡山代郷か
大仁	土師娑婆連	(河内国? 周防国娑婆郡?)
大仁	上毛野君形名	
大仁	矢田部御鑑連公	
大仁	舟首王後	河内国安宿郡
大仁	膳臣清国	近江国
大仁	神主久遲良	伊勢国度会郡
小仁	物部連兄麿	武藏国
大礼	吉士雄成	摂津国鳥上郡吉志部村か
大礼	額田部連比羅夫	大和国平群郡額田郷か
小礼	鞍作福利	大和国高市郡か(河内国渋川郡鞍作?)
大信	大部屋栖野古連公	紀伊国名草郡
大義	坂上首名連	(大和国高市郡?)
大義	大三輪君弟隈	大和国城上郡大神郷か
大智	和邇部稚子臣	大和国添上郡か

※冠位保持者はこの他「土方氏系図」「因幡国伊福部臣古志」にも見えるが、これらは中央に出仕して冠位を得たものかどうか疑問もあるので、本表からは除外しておく。

また、伴造層の本拠地を推定した論稿に、直木孝次郎氏の「複姓の研究」がある²⁴。表3は地名と官職名を組み合わせた複姓からその本拠を比定したもので、その分布は冠位による考察とさほど変わらない。すなわち、大和・河内が圧倒的で、近江や他の畿内諸国などがこれに次いでいる。

なお、このような分布状況は、奈良時代の状況と基本的には大差ないと考えられる。奈良時代の官人の出身地は、下級官人の本貫地が平城宮出土の考選木簡から推測されているが、それによると官人の多い国は、順に、河内・京(左右京)の合

表3 伴造系複姓氏族（地名+官職名）の本拠地比定（直木「複姓の研究」より）

大和国	倭(馬飼・漢人) 長谷(置始・山) 波多(門部) 飛鳥(衣縫) 蚊屋(衣縫) 忍海(倉・手人・漢人) 春日(倉) 当麻(倉) 川原(民) 檜隈(民使) 勾(管作) 宇陀(水取) 大宅(水取) 高市(水取) 春日(山) 池上(倉人) 大(倉人) 日置(倉人) 細川(倉人) 朝妻(手人) 飽波(漢人) 新(漢人) 南淵(漢人)
河内国	河内(馬飼・民・倉人・手人・漢人) 次田(赤染・倉人) 母樹(馬飼) 娑羅々(馬飼) 菟野(馬飼) 依網(田部・津守・屯倉) 石川(錦織) 日下(弓削・酒人) 川原(倉人) 白鳥(倉人) 高安(倉人・漢人) 高向(漢人)
和泉国	百舌鳥(土師)
摂津国	葦屋(倉人・漢人)
山背国	八坂(馬飼) 葛野(主殿)
近江国	近江(山) 犬上(建部) 神前(倉人) 大友(漢人) 志賀(漢人)
美濃国	美濃(矢集)
伊賀国	伊我(水取)
伊勢国	伊勢(麻織・衣縫) 阿努(建部)
尾張国	尾張(倉人) 丹羽(建部)
三河国	三河(大伴)
若狭国	角鹿(海)
但馬国	但馬(海)
吉備国	吉備(海部)
紀伊国	宇治(大伴)
讃岐国	讃岐(綾)
筑紫国	筑紫(三宅)

※カッコ内は複姓の下半部を示す。

計)・大和・山背・摂津・近江・和泉・参河・遠江・播磨、その他となる。要するに、大化前代から奈良時代を通じて、大和・河内を中心に、畿内とその周辺に多く分布していたと言えよう。

以上から考えると、中央豪族の居住地とは、畿内とその周辺であると言いうことができよう。つまり、中央豪族の居住地と畿内とはおおむね一致するが、完全に一致するとは言いがたい。「諸人氏神多在^⑤畿内」の言葉が示すように、氏の本拠は多くは畿内にあるが、全てではない。

さて、五項目にわたった本章の結論を示す。大化前代以来の中央豪族の居住地域が畿内となったと従来言われてきたが、その根拠に使われた史料は、いずれもそのようには解せない。それらは、畿内制成立の後、官人に畿内人を優遇し、武力として畿内人が期待され、官人が畿外に出ることをチェックしたことを示している。これらのことは、国家の直轄地としての畿内の性格と考えると、なんら矛盾しないだろう。そして、「臣連伴造」と言

われた大化前代の中央豪族は畿内にも存在したし、畿内制成立以前に彼らが畿内と畿外で区別されたような形跡はない。天武・持統朝から官人の畿内人優遇策が見られるが、前代以来の中央豪族は畿内・畿外を問わず出身できたし、実際、大化前代も奈良時代も、官人の分布にさほど大きな変化はなかった。

- ① 関「畿内制の成立」(前掲)の他、関免「律令貴族論」(『岩波講座 日本歴史』三・古代三、岩波書店、一九七六年)、関免「天武朝の氏族政策」(『歴史』五〇、一九七七年)など。
- ② 『日本書紀』持統四年四月庚申条。
- ③ 『類聚三代格』卷四、大同元年十二月四日官符所引延暦十四年六月十四日官符。
- ④ その他、帳内資人に関しては『続日本紀』和銅三年三月戊午条、和銅四年五月辛亥条、己未条参照。
- ⑤ 『日本書紀』天武二年五月乙酉朔条。
- ⑥ 『日本書紀』天武五年四月辛亥条。
- ⑦ 軍防令46五位子孫条、47内六位条。
- ⑧ 関「律令貴族論」(前掲)、関「天武朝の氏族政策」(前掲)など。
- ⑨ 関「畿内制の成立」(前掲)では、⑩に關して、出身は「外国の人は特例であったことを示」すと考え、『日本書紀』天武十四年七月辛未条の「東山道美濃以東、東海道伊勢以東諸国有位人等、並免課役」という記事から、「地方の有位者は、当然の特典である課役の免除さえまだうけていなかったほど、ごく少数の例外的存在であった」と述べている。しかし、⑩は、畿内と畿外で格差を設けたものではあるが、畿外の中央豪族を排除しているわけではないので、「特例」という評価はあたらなと思う。また、天武十四年の記事については、逆に畿内で有位者の課役が免除されていたかどうかを確認できないので、この記事からは何も言えない。

- ⑩ 関免「大化前後の大夫について」(『山梨大学文学部研究報告』一〇、一九五九年)。
- ⑪ 八木亮「大化改新詔の述作について」(『山口大学文学会誌』一一一、一九六〇年)。
- ⑫ 関免「天武・持統朝の畿内武裝政策について」(『川内古代史論集』二、一九八二年)。
- ⑬ 関氏は⑩に見える「人夫」を、官人とそれに従う歩卒と解しているが、解釈としては苦しい。
- ⑭ 関氏は『日本書紀』天武四年十月庚寅条「詔曰、諸王以下、初位以上、毎人備兵」と天武五年九月乙亥条「王卿遣京及畿内、校入別兵」の間にも同様の対応関係を想定するが、これも官人の武裝・京畿内人の武裝と、分けて考えるべきである。
- ⑮ 磯貝正義「氏女制度の研究」(『郡司及び采女制度の研究』、吉川弘文館、一九七八年、初出一九六〇年)。
- ⑯ 磯貝氏は、氏女を出す氏を「一応、「五位以上」「忌寸以上」の氏と想定している。京貫については、平安前期の事例だが、松瀬洋子「京貫官人の史的動向」(『豊楽史苑』一七、一九六九年)が、朝臣・宿祿等の貴姓への改賜姓や、入内(外五位↓内五位)が京貫と関係することを指摘している。
- ⑰ 『類聚三代格』卷四、大同元年十月十三日官符には「而中間停施、略無進行情」とある。
- ⑱ 采女・衛士・仕丁の食米は郷土の庸米を充てるのが原則であるから、

府全免の京畿内からは差莞されない。

⑩ 古記説に關連して朱説は、「或云、此京畿内也。不云外国者、未レ決」と述べている。

⑪ 大津「万葉人の歴史空間」（前掲）。

⑫ 『新撰姓氏録』左京皇別下、小野朝臣条には「大徳小野臣妹子、家于近江国滋賀郡小野村、因以為レ氏」とある。大津氏は「近江と古代国家」（『律令国家支配構造の研究』、前掲、初出一九八七年）において、小野氏も「本来畿内に本拠地がある畿内豪族」だと主張するが、推古朝頃に近江を本拠としていた小野氏が、孝徳朝の畿内設定の時点で畿内豪族と認識されていたと考えるのは苦しかろう。

⑬ 承和四年にはさらに、小野氏と同族の大春日・布瑠・粟田の三氏も同様に、官符を待たず滋賀郡の氏神社に向かうことを許されている（『続日本後紀』承和四年二月癸卯条）。大津氏はこれらの史料につい

四章 畿内制の前提

このように、中央豪族と畿内との間には直接の關連がないとすると、当然、畿内とはいかなる基準によってその範囲が画定されたのかという疑問が生じる。ここではその点について述べてみたい。それはつまり、大化前代の畿内の地に、後の畿内制につながるような特色があったのか、という問題である。

まず、律令の畿内に関する条文の中に、大化前代にまで遡るような内容はないだろうか。そのような目で見ると注意されるのが、田令36置官田条である。

凡畿内置官田、大和、摂津各卅町。河内、山背各廿町。每三町配牛一頭。其牛令二戸養一頭（謂中々以上戸）。

この条文についてまず注意されるのが、他の畿内に関する条文とは異なり、大和・摂津などと具体的地名を伴う、具体性

では、「近江と古代国家」（前掲）において「例外がこれだけである」という評価を下しているが、これらは特例として認められたものであつて、「例外がこれだけ」という評価はあたらなと思う。

⑭ 黛弘道「冠位十二階考」（『律令国家成立史の研究』、吉川弘文館、一九八二年、初出一九五九年）。

⑮ 直木孝次郎「複姓の研究」（『日本古代国家の構造』、青木書店、一九五八年）。

⑯ 岸俊男「山背国愛宕郡考」（『日本古代文物の研究』、塙書房、一九八八年、初出一九七八年）、鬼頭清明「平城宮出土木簡と下級官人」（『日本古代都市論序説』、法政大学出版局、一九七七年、初出一九八八年）。

⑰ 『類聚三代格』卷一九、寛平七年十二月三日官符。

に富む規定である点である。そもそもこの条文の内容からすれば、「畿内」という語がなくても充分意味は通じるのであり、畿内制成立以前の畿内の実態に迫りうる史料として検討に値すると思う。

官田（大宝令では屯田）とは天皇の供御田であり、和訓では「ミタ」と訓んだ^①。官田はその性格の特殊性から、古くからの伝統を持つと言われているが、特に大和の官田に関しては、岸俊男氏により『日本書紀』仁徳即位前紀に見える「倭屯田及屯倉」の系譜を引くものと指摘されている^②。他の官田についても、大化前代のミヤケ・ミタに淵源を求めることができよう。そしてまた、官田の運営に関しても、田令37役丁条では宮内省の官人である田司（大宝令では屯司）と、現地の国司があたっている。これは大化前代の「倭屯田」における「屯田司」と、倭国造たる倭直との関係に相当し、前代以来の運営方式を色濃く残していると思われる。このような、古い伝統を持って内廷と結びついている田地が畿内にもみ存在していることは、畿内制の前提を考える上で極めて重要な事例と見なし得る。そこで以下、官田が畿内に存在することの意味を考えていきたい。

前述のように、官田はミタであるが、奈良時代、類似のミタは官田以外にも存在していた。まず、離宮の経営のためのミタがある。和泉宮、鳥宮には宮に附属の「御田」が存在したことが知られている^③。また、皇親の宮もミタを所有した。七世紀の例だが、壬申紀に見える「屯田司舍人」は大海人皇子のミタの管掌者だろう^④。さらに近年の長屋王家木簡の発見により、長屋王家の家政を支える多くの御田・御園が、大和を中心に河内、山背にも分布していたことが明らかとなった^⑤。その他、官司に附属のミタもあったらしい^⑥。以上、史料に恵まれず詳細は不明ながら、宮などを経営するにあたっては、程遠からぬ処にミタが置かれるのが一般的だったようだ。

そして、このような宮とミタの関係もまた、奈良時代に限定する必要はなく、大化前代にまで遡って考えることができよう。例えば特殊な宮の例ではあるが、播磨に逃れたオケ・ヲケ王の宮は、「故有^⑦高野宮、少野宮、川村宮、池野宮。又造^⑧屯倉^⑨之処、即号^⑩御宅村。造^⑪倉^⑫之処、号^⑬御倉尾^⑭」と語られている。このような表現からは、宮にその経営を支える

ミヤケ・ミタが附属している状況を推測できよう。

拜御田である官田は、これらミタの中でも最も重要なミタだった。大和の官田の前身と考えられる先述の「倭屯田」は、「凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也。其雖帝皇之子、非御宇者不得掌矣」と語られており、天皇本人だけが掌ることができる、極めて特殊なミタだったことが分かる。そして官田は畿内に存在し、さらには「内国乃供奉留御宅田」と表現されているように、畿内が官田を供奉すると認識されていたのである。

それではなぜ官田は畿内にのみ存在したのか。前述のように、官田は大化前代のミヤケと深く関係している。よってこの点を考えるには、畿内のミヤケを検討する必要がある。

畿内のミヤケに関連して注目すべき事柄に、大化前代の池溝開発記事がある。『古事記』『日本書紀』には大化前代に國家が池や溝を造営したという記事を載せるが、それらの池溝はすべて畿内に存在することが指摘されている。その端的な例としては、『日本書紀』推古十五年是歲冬条を挙げることができる。

於倭國作高市池、藤原池、肩岡池、菅原池。山背國掘大溝於粟隈。且河内國作戸刈池、依網池。亦每國置屯倉。

まず、「倭國」「山背國」「河内國」と、後の畿内の各地に多くの池溝を造営したことを記している。そしてこのような池溝造営は、多くの論者によって指摘されているように、ミヤケにおける農業経営と関係していた。この史料にも「亦每國置屯倉」とあって、池溝の造営、田地の開発、その管理機関としてのミヤケの設置が一連の動きであることが窺える。

つまり、畿内には國家が自ら開発し、農業経営を行なったミヤケが存在しており、また『古事記』『日本書紀』は畿内においてのみ、そのようなミヤケの存在を記すのである。

では、なぜ、畿内においてのみこのようなミヤケが記されているのだろうか。ここで注目したいのが、池溝開発記事と宮の所在地との間に関連があることが、館野和巳氏によって指摘されていることである。私見を交えてここに示せば、『書紀』は崇神朝の依網池・苅坂池・反折池の造作について、「一云、天皇居桑間宮、造是三池也」と割注を付す。また、

垂仁朝に五十瓊敷命を河内国に遣わして高石池・茅渟池を作らせたとあるが、河内には彼の宮として茅渟菟砥川上宮が見える。^⑬ 応神天皇の宮を軽島之明宮と呼び、大和の軽の地にあつたと思われるが、応神朝に作られた池のうち、立地が確認できる劍池・軽池・厩坂池・韓人池^⑭はいずれも軽の地にある。難波高津宮に坐した仁徳天皇の代には、河内・難波に多くの池溝が作られており、また、仁徳朝に山背の粟隈大溝が掘られているのは菟道稚郎子の菟道宮との関連を想定したい。^⑮ 履中朝に作られた磐余池は、履中天皇の磐余稚桜宮に近接していたと想定できる。^⑯

ただし、館野氏はそれを『古事記』『日本書紀』の編者が意図的に配したものとみなし、その史料性を疑っていわゆる開墾地系ミヤケの成立時期を推古朝に下げる説を導いた。しかし、前述のように宮とミヤケ・ミタが関連を持っていたことを考慮すれば、必ずしもそう考える必要はなく、そこに史実の反映を読みとることができると思う。すなわち、宮の近辺は積極的に開発され、ミヤケが置かれる。そしてそれらのミヤケは、宮を経営する上で重要な役割を果たしていたのではなからうか、という推測に導かれるのである。

宮は、島宮・飽波宮などについて詳しく検討されているように、^⑰ 長期間伝領されるものがあり、奈良時代にまで存続しているものもあった。そして大化前代においても、行幸の際などの特殊な宮を除けば、宮はほとんどが畿内に存在した。^⑱ ならば、池溝開発記事、そして官田が畿内のみ存在する理由を推測することも可能にならう。つまり、池溝開発記事は、王宮の経営を支えたミヤケと関係がある。そして王宮は畿内に立地するが故に、そのようなミヤケの分布も畿内に限定されているのではなからうか。そしてまた、そのようなミヤケから官田が選ばれているために、官田もまた畿内に限られているのではなからうか。

この点は、畿内制の前提を考える上で、極めて重要なポイントである。私は、このような王宮を支えるミヤケの存在を、畿内制成立の前提として評価したいと思う。

律令制下、畿内は特に「臨時の差科」、雑徭という点で国家を支えていた。そして一章にも触れたように、官田におけ

る労役もまた、雑徭と認識されていた。一方ミヤケの労働力としては田部・饒丁が想定されており、「每郡以ミヤケ丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇」などと見える。このような労働力編成方式は律令法においては雑徭としてふさわしいものであり、田部・饒丁の労働は雑徭に転化していくと考えられる。つまりミヤケでは後の雑徭につながる労役が多く賦課されていたと考えることができ、そしてそのような性格は、一章で見た畿内の特色へと連続する。律令制下、「臨時の差科」を多く負担した畿内の特質は、このような王宮を支えるミヤケの機能の中に、その淵源を認めることができるのではあるまいか。

なお、大津氏はこれら畿内のミヤケについて、畿内・畿外の二重構造の実態を示すものと理解している。すなわち氏によれば、国造制とは畿外を対象とする制度であり、畿内の国造は国造制の範疇に入らない「特殊な」存在である。そして畿内にはミヤケを中核としたコホリが置かれ、強力な民衆支配を行なったと考えるのである。しかし私はやはり氏の二重構造論には賛同できない。確かに、王権に近接して存在する国造は王権との関わりが深いように思われ、その特色を追求することはそれ自体研究テーマになりうることであるが、しかし、その国造としての性格まで否定し去ることはできないだろう。また、畿内のミヤケについても、その一つ一つの規模はさほど大きいものではなく、畿内全域がミヤケ、それに基づくコホリに編成され、畿外とは支配原理を異にしていたとは考えにくい。これらのミヤケはあくまで拠点的なものと解すべきであり、畿内制の前提をなした、という評価にとどめておくべきものと考ええる。畿内制施行の条件が整うのは、評制が全面的に施行される孝徳朝を待たなければならなかった。孝徳朝に至り、新たに國家を直接支える地として、畿内の範囲が画定され、畿内制が成立するのである。

以上から、大化前代の畿内の地には王宮の経営を支えるミヤケが拠点的に存在し、そのようなミヤケの担った機能・そこで賦課された労役が、畿内制の前提をなしたという結論に導かれる。

① 『令集解』田令36置官田条の古記には「屯田、謂御田」とある。

② 岸俊男「額田部臣」と倭屯田」(『日本古代文物の研究』、前掲、初

出(一九八五年)。

- ③ 「和泉監正税帳」(『大日本古文书』二、七八頁)、『畿国寺本] 諸寺縁起集」橘寺の項(『校刊美術史料』寺院篇上)。
- ④ 『日本書紀』天武元年六月甲申条。從來この史料は官田を指すと考えられてきたが、そうではなく、大海人皇子の宮に附属のミタと考えるべきだろう。仁藤敦史「皇子宮の経営」(『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年)参照。
- ⑤ 奈良国立文化財研究所編『平城京] 長屋王邸宅と木簡』(一九九一年、吉川弘文館)など参照。
- ⑥ 「大倭国正税帳」添上郡の項に見える「中衛府作御田三町」(『大日本古文书』一、四一―頁)など。
- ⑦ 『播磨国風土記』美護郡志深里条。
- ⑧ 長屋王家においても、王の食米は特定のミタが供給していた。すなわち、福原柴太郎氏は長屋王家のミタの中で、王の日々の食米を調達していたのが木上のミタだったことを明らかにし、その理由として、長屋王家にとって木上が、高市皇子以来の伝統を持つ由緒あるミタだったことによると推測している(「長屋王家木簡における木上について」『日本歴史』五六二、一九九五年)。
- ⑨ 『内裏式』巻中、十一月奏御宅田種数式条など。
- ⑩ 亀田隆之『日本古代用水史の研究』第一編第一章(吉川弘文館、一九七三年)など。

おわりに

「はじめに」でも述べたように、これまで畿内制を語る際にたえず意識されてきたのが、「畿内豪族」という概念であった。それは一方では国家の貴族制的性格を強調する見解となり、一方では地方豪族の畿内政権への服属を重視する見解

- ⑪ 館野和己「屯倉制の成立」(『日本史研究』一九〇、一九七八年)。
- ⑫ 『日本書紀』崇神六十二年条。桑間宮、三つの池はいずれも河内に存在したと理解できよう。『古事記』崇神段では「作」依網池、亦作「輕之酒折池也」と記し、大和の地名「輕」を冠する「輕之酒折池」が登場するが、これは坂池と反折池が合体してしまった名称と解すべきだろう。
- ⑬ 『日本書紀』垂仁卅五年九月条、卅九年十月条。『古事記』垂仁段にも対応記事あり。
- ⑭ 『日本書紀』応神七年九月条、十一年十月条、『古事記』応神段。
- ⑮ 韓人池の所在については館野説に従い、『日本書紀』欽明十七年十月条にみえる「韓人大身狭屯倉」の近辺と解しておく。
- ⑯ 『日本書紀』仁徳十一年〜十四年条。『古事記』仁徳段。
- ⑰ 『日本書紀』履中二年十一月条、三年十一月条。
- ⑱ 仁藤敦史「島宮の伝領過程」(『古代史研究』五、一九八六年)、狩野久「額田部連と飽波評」(『日本古代の国家と都城』、東京大学出版会、一九九〇年、初出一九八四年)など。
- ⑲ 畿外に存在した、例外と見なすべき宮としては、成務天皇の志賀高穴穗宮を挙げることができよう。
- ⑳ 『日本書紀』安閑元年閏十二月壬午条。
- ㉑ 雑徭の前身をミヤケの労役に見る見解は直木孝次郎「雑徭の成立について」(『飛鳥奈良時代の研究』、瑞書房、一九七五年)に示されている。

となる。そしてそこでは、大化前代から奈良時代にかけての国家構造の連続性、同質性が強調されることとなるのである。しかし、以上の考察に従えば、そこから導き出される結論は、従来の畿内制論とは正反対のものとなる。畿内制の淵源として行き着いたのは、大化前代の王宮と、それを支えるミヤケ、そしてその中の官田であった。官田とは天皇の主食を生産する場であり、それはまさに、王権を成り立たせる上での最も本源的な基盤といえよう。実際、官田は律令制下においても、毎年十一月には収穫高が宮内省によって奏聞され、また新嘗祭で天皇が神に捧げるのが官田の米であるなど、内廷、さらには天皇個人と強く結びついていた。そして孝徳朝に至り、畿内制が成立する。その意義は、このような前代以来のあり方を止揚し、内廷的關係にとどまらない国家の基盤として、新たに畿内が画定された点に求められよう。つまり、畿内制の成立は、天皇を中心とする国家機構の整備の上で、一つの画期をなすものだったと位置づけることができるのである。

その後、八世紀末に至り、都は畿内の北辺の地、北山背へと遷る。畿内の性格も変容していくと思われるが、その間の事情については後日を期し、今回はここで稿をとじることとした。

① 『内裏式』卷中、十一月奏御宅田稻敷式条。

② 『延喜式』卷三一、宮内省、「新嘗祭所供官田稻」条。なお、大嘗祭では必ず畿外の米が用いられている。これは、大嘗祭が天武・持統

朝に成立した、比較的新しい祭儀であることによるのだろう。高森明 勅「大嘗祭の成立をめぐる諸問題」『国学院大学大学院紀要——文学研究科——』二〇、一九八九年）など参照。

（京都大学大学院生

Concerning the Symbolic Meaning of Stone and Jade Axes with Hole in Ancient China

by

HAYASHI Minao

The tradition of constructing stone and jade axes with hole originated in the neolithic age and continued through the bronze age culture of the Shang-Zhou eras. These axes are pierced by a large hole which was too large to have been used for utilitarian purposes, such as attaching a handle. Instead, this hole is infused with symbolic meaning. By comparing a neolithic axe with rays extending from the hole in three directions and another axe, dating from 3000 BC, which represents a divine visage, one can ascertain that the hole represents the light of the sun and moon, which is symbolic of the deity. Some executioners' axes, of a similar pattern and dating from the Shang-Zhou eras, have a hole decorated with either a shark's or tiger's mouth. At times, a small tiger or turtle signifying a zodiacal deity which symbolize execution and big *Yin* (陰) respectively, ornament the inside of the hole. Furthermore, on some axes, the hole has been replaced by the character for brightness (明), a motif which implies that the axes symbolized the 'promotion of good and chastisement of evil' (明畏).

The Nature of the *Kinai* (畿内) Region and its Role in Ancient Japan

by

YOSHIKAWA Satoshi

The *Kinai* region of central Japan, near the capital, varied significantly from other administrative areas. Only the *Kinai* was solely taxed with a corvee (*zōyō* 雑徭), thereby providing labor which directly sustained the polity. As this corvee became increasingly burdensome,

the nature of government control between the *Kinai* and other regions came to differ.

Although authors have assumed that the *Kinai* was a bastion for the court aristocracy, this is fallacious. Prior to the Taika Reforms of 645, most *miyake*, corporations devoted to supporting the court, existed in the *Kinai*. The existence and function of these *Miyake* played a decisive role in the formation of the unique character of the *Kinai* region. Furthermore, the development of the *Kinai* proved to be of epochal significance in the establishment of the emperor-centered polity of ancient Japan.

Reconstructing Han Judicial Procedure through the *Hezhuang* (劾状) Indictments

by

TAKATORI Yuji

Recently discovered wooden documents are valuable sources for the study of Qin and Han judicial administration. The 'Hezhuang' documents, discovered in 1973-4, consist of a series of records pertaining to the process of indictment which, when analyzed in their entirety, are particularly illuminating regarding the nature of Han judicial procedure. The 'Hezhuang' indictments include two documents of almost identical content but differing function, and three appended invoices. With these records, one can reconstruct the complex process of indictment and the peculiar nature of Qin and Han judicial administration.